

# 2025.4.1育児介護休業法の改正！ 重要ポイントを押さえておこう！

参加費  
無料

2024年12月13日(金)  
14:00~15:00(入場13:45)

録音・録画は  
ご遠慮させて  
いただい  
て  
おります。



講師

【特定社会保険労務士】  
櫻井善英

25年以上、企業の労務管理上の諸問題解決や労働環境の整備等に従事している（およそ25,000件以上）。「時流適応」を信条とし、時代の変遷とともに起こる、人に関する労務問題等の解決および未然防止措置を得意としている。

2025年4月1日、育児・介護休業法が改正されます。この改定は2025年10月1日付の改正とセットになっており、とても分かりやすく、育児・介護休業規程の改定のみで終わらず、人事総務担当者や責任者の実務上の義務も大きく増え、実は煩雑なところもたくさんあります。義務化ですので、きちんと対応していないと法違反になってしまいますし、大きなトラブルに発展していく可能性もあります。

実務を担う人事総務担当者や責任者は、改正点のポイントや実際にやらなければならないこと、やってはいけないことなど、できるだけ負担にならないような形で押さえておく必要があります。

今回のセミナーでは、改正育児介護休業法に関し、実務上のポイントを押さえ、その対応について分かりやすく解説いたします。

お申し込みは、右のQRコードか、

URL: <https://forms.gle/K6Agj5vjHqLgnogEA>

にてアクセスし、申込フォームに必要事項をご入力ください。

お申し込み後、別途受講用URLとレジメデータをメールにてお送りします



社会保険労務士事務所インターフェイス

〒810-0001  
福岡市中央区天神5丁目7番3号  
福岡天神北ビル7階

TEL : 092-761-4048

<https://www.srinterface.com/>

<https://www.facebook.com/srinterface>

